



Title	教育長 天野利武論 : 戦後教育改革と一教育長の足跡
Author(s)	阿部, 彰
Citation	大阪大学人間科学部紀要. 1982, 8, p. 1-35
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/5433
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

教育長 天野利武論

—戦後教育改革と一教育長の足跡—

阿 部 彰

目 次

1. 就任事情
2. 新制中学校の独立校舎確保の方策
3. 新制高等学校の発足と再編成
4. 教員給与費をめぐる知事との軋轢
5. 教員整理（「レッドページ」）の問題
6. 退任の背景

教育長 天野利武論

——戦後教育改革と一教育長の足跡——

連合国軍による対日占領の初期段階において、教育管理政策の実施上、地方レベルの接点部分を形成する地方軍政部と日本側地方教育当局との関係が重要な意味をもち、ことに都道府県軍政部教育担当官と当該府県教育主管者との対応が教育諸施策の具体化を事実上左右する現象が顕著に認められる。これは、基本的には、対日占領政策の実施機関としての使命をおびていた SCAP. GHQ (連合国軍総司令部) が実際には、往々 FEC (極東委員会) や SWNCC (米国、国務・陸・海軍三省調整委員会) が担当すべき政策決定の一部を代行していたのと同様に、地方軍政部も、単なる監視機能に止らず SCAP. GHQ に代って実質的な政策決定に係る機能を行使できる立場におかれていた事情に由来する。しかし、間もなく、占領機構の再編により地方軍政組織は廃止され、政策決定の権限の中央への集中が図られ、そのまま、占領終結以後の時代へと接続していく。したがって、短期間の、過渡的な現象にすぎなかったとはいえ、当該時期にあける地方レベルの諸実践に関する分析は、単に、占領政策の多角的な考察に有意であるに止らず、日米の、多数の当事者が自ら政策決定に参画しその血と汗による試行錯誤と相克の中から、それぞれの成果を生み出して行った過程をさぐる上で、きわめて重要である。その多種多様な経験と実績は、直後における変容の経過とともに、今日および将来の教育課題を解決する上での貴重な遺産として継承され、有効な活用が期されなければならない。

本稿は、この趣旨に基き、都道府県軍政部 ('49年7月より民事部) が、組織として存在機能した時期 (1946年7月～1949年10月) を中心とし、地方レベルの教育諸政策の実施過程における軍政部との関係を、学務課長、教育部長、教育長の経歴をもつ一教育行政官の対応を通じて考察することを試みたものである。なお、全国的推移における位置づけを明らかにする上での記述の不備を補うため、図表に格段の配慮を加え掲出することとした。

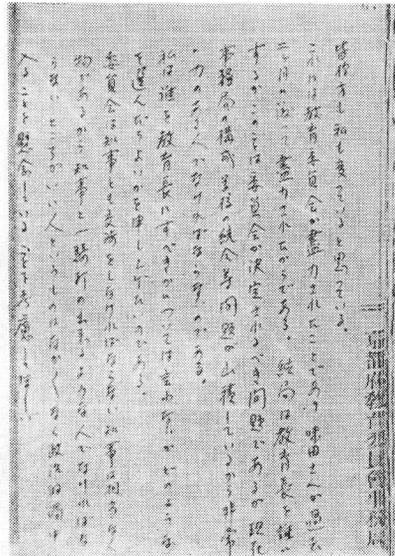
1. 就任事情

天野利武氏が、木村淳知事の度重なる要請を受け、京都府教育部の学務課長に就任したのは、1946 (昭和21) 年もおしつまった12月24日のことであった。敗戦により、'27 (昭和2) 年の赴任以来、数々の研究成果を蓄積していた京城帝国大学 (第6番目の帝国大学として'26

年創設、法文学部・医学部の二学部で構成)を離れることを余儀なくされ、帰還後、立命館大学に教育研究活動の継承の場を得(46年4月5日就任)、軌道にのったばかりの事情の下で、当初、教育行政官への転進への決意がつきかねたのも道理であった。しかし、一方において、日本と日本人が立ちなせる道は教育の改革、学術の振興をおいて外にない、との信念と、場合によっては自ら渦中に身を投じる決意は、相当早くから醸成されていた。それは、当時、文部大臣を経て教育刷新委員会委員長として、教育刷新計画の立案に当たっていた安倍能成氏(元、京城帝大教授、第一高等学校校長)との接触を通じてであった。一高時代の恩師であり、京城帝大時代の同僚でもあった安倍氏と天野氏との親交は、天野氏の帰国後密接の度を回復していたが、中央における安倍氏の存在と活動が、結局、天野氏をして、全く未知の、地方教育行政への参画を促す決定的な影響を与えたといえる¹⁾。

もちろん、教育行政上の基盤の大きな転換が、この背景にあったことは言を俟たない。すなわち、もともと都道府県庁における内務部、内政部の一課としての学務課長のポストは内務官僚によって独占され、他のより広範な権限を有する官職に昇進するまでの腰かけの存在でしかなかった。然るに、地方自治の一環として、教育事務の地方委譲の方針に基く地方教育行政機構・権限の拡大および一般行政からの独立性を維持するための組織改編(学務課から教育民生部、教育部をへて教育委員会)が図られるとともに、その総括責任者としての学務課長、教育部長、教育長に教育関係者を以て充てる慣行が次第に確立されつつあった。この傾向は、米国教育使節団報告書(46年3月)中に提示された教育行政官の基礎資格要件(「教育の領域内で訓練と経験を得た者」「専門的に資格のある教育者」)に係る基本方針と、それに即してGHQ、各府県軍政部が日本側へ強力な指導を展開したことによって具体化が促進された。京都府当局への軍政部(第一軍団軍政部のちに京都軍政部)の働きかけは積極的で、単に教育関係者の登用に止らず、それが教育行政の自律性を維持する上で有効に機能せしめることに指導の重点がおかれていた。軍政部教育担当官は、折にふれて、「知事と対等に交渉し得る権威と力を備えた人物でなければならない」と助言し、その選考の推移を見まもった²⁾(次頁写真参照)。このような軍政部の指導・助言に加えて他面において公選時代(47年2月、第1回公選知事選挙)の知事自身が、地域住民に対しては教育に取り組む熱意を披瀝し、同時に、有権者である父母に大きな影響力をもつ教職員に対しては、県政を共同して担当する姿勢を示すことが、施政上、選挙対策上有益との判断が下されがちの土壌があり、教育関係者の教育行政官への進出を促したことも否めない³⁾。

都道府県教育主管者に教育関係者を以て充てる慣行は、1949年5月に至り制定された教育職員免許法(法、147)により、教育長の免許制度が創設され、その基礎資格要件として、教員の一級免許状授与資格、および一定年数以上の教員経歴ないし教育事務経験が明示されることによって法制上の裏づけがなされた。多くの府県では、既に、同法の構想を先取りす



京都府教育委員会議事録の一部（'49.3.15）
 軍政部係官（オズワルト）が教育長の資格要件について
 「非常に力のある人」「知事と一騎打ちのできる人」で
 なければならないと参考意見を開陳している。

る形で、将来の教育長候補として学務課長、教育部長等の人選を行っていたから、そのまま、教育長に任用する措置がとられ、対応ができていた府県でも、同法施行（9月1日）の時点で、ほぼ、当該基礎資格を満たし得、あるいは見込の者を充てる手続を完了した（表1参照）。

教育長免許状には、前記基礎資格の程度に加えて、教育長の職務遂行に必要な専門科目（教育行政学、教育関係法規、教育財政等）について大学における履習状況により、一級・二級・仮の三種が設けられていたが、当面、従前の学務課長、教育部長等が文部省主催の教育長講習⁴⁾を受講することによって仮免許状を授与し、その後の経験年数および教員一級免許状の取得条件を満たすことによって順次、上級の免許状を取得せしめる暫定措置がとられた（次頁写真参照）。

表1 教育長一覧表（'49年9月1日現在）

都道府県	氏名	年齢	前職	教職経歴
北海道	岡村威儀	53	学務課長，教育管理部長	小・高女・中学(旧)教諭，高女・中学(旧)校長
青森	田村清三郎	51	松江師範学校長	師範教諭，校長
岩手	山中吾郎	40	教学課長，労働部長	中学(旧)・師範教諭
宮城	三沢房太郎	51	厚生省局次長，宮城県民生部長	
秋田	吉田慶助	52	学務課長	小学・専門学校教諭，小・高女校長
山形	塚原主計	44	学務課長，教委総務課長	小学教諭
福島	小野左恭	49	教育部長	中学(旧)教諭・校長
茨城	西野正吉	60	教育部長	
栃木	市川清	59	高等学校長	中学(旧)教諭，高女・中学(旧)校長，高(新)校長
群馬	小島軍造	49	京城大学教授	大学(旧)講師，助教授，教授
埼玉	細谷健治	41	教育部長	
千葉	太田徳蔵	46	愛媛県支庁長，千葉県教育部長	
東京	宇佐美毅	47	内務省課長，東京教育局長	
神奈川	中村新一	42	文部省課長，神奈川教育部長	
山梨	田中哲雄	45	師範教授	小・中(旧)・高女・師範教諭，高女校長
長野	小西謙	49	教育部長	高校(旧)教授，中学(旧)校長
新潟	堀部健一	51	視学官 教学課長	中学(旧)教諭，校長
富山	近藤鋭一	42	愛知県地方課長，富山教育部長	
石川	大河良一	42	教育部長	中学(旧)校長，高(新)校長
福井	千田専平	49	朝鮮総督府書記官，村助役	
岐阜	岩本晋一郎	47	高知経済部長，岐阜教育部長	
静岡	岡野徳右衛門	54	岡山師範校長	師範教諭，校長
愛知	鈴木慶太郎	43	民生部課長，教育課長	
三重	梅田育太郎	53	教育部長	小・中(旧)・師範教諭，中(旧)・高女校長，高師教授
滋賀	峰尾悟	49	視学，小学校長	小学校教諭，校長
京都	天野利武	46	学務課長，教育部長	大学(旧)教授
大阪	浜田成政	45	教委指導室長	中学校(旧)教諭，校長
兵庫	堀隆三	53	内務部長，教育部長	
奈良	足立浩	40	学務課長，教委教育次長	中学(旧)教諭
和歌山	村上五郎	44	教育部長	中学(旧)教諭，高女・中学(旧)校長
鳥取	鶴田憲二	46	教学課長，教育部長	小学・師範教諭
島根	浦生芳郎	36	教学課長，教育部長	
岡山	高畑浅次郎	62	高校(新)長	中学(旧)教諭，校長
広島	梶川裕	47	学務部総務課長，教育部長	
山口	野村幸裕	48	佐賀青年師範校長	青年学校教諭，校長

徳島	河野正道	47	公選村長	大学(旧)教授
香川	久保田英一	44	労働部長	
愛媛	杉野常光	36	教育課長, 教育部長	
高知	杉村盛茂	49	教育部長	高知師範教授
福岡	中屋壮兵衛	48	鹿児島県内務部長, 福岡教育部長	
佐賀	武野止	42	学務課長, 教育部長	
長崎	田中圓三郎	53	文部省視学官	
熊本	横田正人	53	副知事, 教育部長	大学(旧)教授
大分	飯田忠	42	社会教育課長, 教育部長	
宮崎	伊藤朝生	46	学校教育課長	宮崎師範教授
鹿児島	永野林弘	49	学務課長	

(注) 各都道府県資料, とくに府県庁人事関係部局から提供の関係者の経歴資料および I. F. E. L 関係記録により作成。(新)は新制, (旧)は旧制。

2. 新制中学校の独立校舎確保の方策

学務課長として府庁入りしておよそ一年後に, 天野氏は内務官僚出身の河合喜代二氏に代り教育部長に就任(’48年4月), やがて教育委員会制度の発足(同年11月)とともに教育長となったが, この1948(昭和23)年という年は, 天野氏にとって, 単に職位上の変化に止らず, 京都府の戦後教育史上未曾有の変革がもたらされ, 在任中最も多忙かつ波乱に富んだ一年となった⁵⁾。

この年における第一の懸案は, 六・三制新学制, とくに新たに義務教育として発足したばかりの新制中学校を, いかに軌道に乗せしめるかにあった。小学校・新制高等学校と異り, 前身に相当する基盤をもち得なかった新制中学校は, 施設設備が決定的に不足し, たとえ, 初年度(’47年)は, 既設諸学校の間借りで急場をしのぎ得ても, 義務制の学年進行に伴い, 所要対策を緊急に講じなければならない事態がさし迫っていた。然るに, 校舎新增築のために, 国・地方の財政支出に多くを期待することはできなかつた。六・三制の既定方針通りの実施(’47年度から)を強く主張する文部省・CIE と, 疲弊した財政事情を根拠に消極的対応をとる大蔵省・ESS が鋭く対立し, 結局, 極力財政負担を来さない方法で実施するとの了解の下に妥協が成立した事情があった⁶⁾からである。文部省は, この趣旨に即して独立校舎確保の方法として, 遊休施設の活用の外, 一定地域内の諸学校(国民学校, 青年学校, 中等学校)を統廃合して新制中学校への転用を図ることを推奨した(文部省学校教育局「新学制実施準備の案内」’47年2月27日発学63)。しかしながら, 実際に既存の学校を廃止して他に転用することは住民感情から難かしく, 設置主体の異なる府県立学校を市町村立の新制中学校に転用することには, さらに困難であることが予想された。文部省は, このような見込

と前提の下で独立校舎建築を促進する必要から、初年度に70億円余の関係経費を予算要求したが、結局、前記の六・三制実施をめぐる了解事項を楯に大蔵省は難色を示し、それを十分の一に削減して認めたにすぎなかった。ここに、限られた予算の枠内で校舎新築の実効をあげる趣旨から、統合中学校＝組合立中学校の設置がにわかに具体性をおびて提起されるようになった。すなわち、文部省は、独立校舎建築のための国庫補助を行なうにあたって、とくに組合立中学校に優先的な経費支出を公約し（文部省施設局長通牒発学340, '47.8.6, 10.14再発）、その奨励方針を公式に示した。かくして、新制中学校の独立校舎確保の方法をめぐる基本方針は、地域内諸学校の統廃合による転用方式と、数町村による組合立中学校新築方式が示され、地域の实情に即して取捨選択ないし併用により実現が期された。

当時の教育管理が、地方に配置された軍政組織による監視・指導体制を背景に、連合国軍による間接的な形態を以て行なわれていたことは周知の通りである。GHQの指導の下で政府・文部省によって立案され発せられたすべての教育関係行政命令は、日本側行政組織を通じて地方教育当局に伝達されると同時に、総司令官に直属する第八軍傘下の地方軍政組織の末端へも英文に翻訳された同一内容の文書が送達され、日本側行政機関による履行を監視し、必要に応じて直接助言・指導を行なうことによって、占領教育政策の徹底が期されていた⁷⁾。したがって、地方軍政部の組織・スタッフの整備如何が政策の浸透に密接な関係を有していたことは言うまでもない。ところが、早期戦争終結による軍政委員の養成の準備不足および軍政部隊配置の不均衡から、軍政組織、機構の全般的整備不全は免れ得ず、スタッフの地域格差は如何ともしがたかった。就中、連合国軍による日本占領が、当初、第六軍（西日本）、第八軍（東日本）で折半分担して行なわれ、やがて第六軍所属部隊が、一足早く任務を終え撤退した際（以後第八軍が全国を掌握し第一軍団第九軍団を配置して西・東両地区を統括）、その補充要員として多数の、米本土で養成された軍政要員が西日本地域を中心に任命されたことは、その後の教育諸施策の展開に少なからぬ影響をもたらすことになった。

第一軍団軍政部（京都）は、西日本地域の軍政組織（近畿、東海北陸、九州、中・四国）の中枢であった。その民間教育部門の総括責任者として、前記交代期に米本土から送り込まれたアンダーソン（R.S. Anderson）は、旧制第四高等学校（金沢）で教鞭をとった経歴をもち、日本占領の形態が直接統治とされた際には、教育関係の重要な地位に就くことを予定されていた人物であった。軍出身の、はえぬきの軍政要員がとかく保身術に秀で、日本側とのトラブルを回避し、ひたすら安逸に任期を全うし帰国を待つ姿勢を保つ傾向があったのに対し、民間人出身の軍政要員の中には、単に上部機構からの指令を伝達・監視するに止らず、その趣旨に即してより積極的な施策の展開を期し、その効果的な普及、浸透を通じて日本の自立・復興に寄与しようとする使命観と意気にもえる者も少なくなかった。第一軍団軍政部民間教育課には、課長のアンダーソンを中心に、そのような気概をもつ者がスタッフを

構成し、管下、各府県軍政部教育担当官と密接な連携・協力関係を維持していた。軍政組織に由来する東西（第一軍団・第九軍団所轄地域）の差異は、教員適格審査の進捗状況に早くもその兆候が現われ始めていた（表2参照）。

アンダーソン教育課長は、第一軍団所在地の京都をモデル地区とし、その先駆的実践を以て管下各府県に波及せしめる構想をいただいていた⁸⁾。京都には当初他府県並に教育担当課を置かず、直轄地として直接指導にあっていたのもこの趣旨に出たに外ならなかった。しかし、次第に管下の巡察のため、京都を留守にすることが多くなり、指導の手薄を感じたため、'47年末、以前から指導実績を高く評価していたケース（E. R. Cades）を京都軍政部教育課長

表2 都道府県教員適格審査状況（'47年4月末日現在）

都 道 県	審査総数	不 適 格 数	審 査 総 数 当 り 千 人 当 り 不 適 格 者 数	府 県	審査総数	不 適 格 数	審 査 総 数 当 り 千 人 当 り 不 適 格 者 数
北 海 道	25,000	6	0.24	滋 賀	7,789	57	7.13
青 森	7,182	52	7.45	京 都	12,040	57	4.75
岩 手	8,500	10	1.11	大 阪	21,895	13	0.59
宮 城	11,300	45	4.09	兵 庫	18,800	20	1.05
秋 田	9,707	5	0.5	奈 良	5,400	66	13.2
山 形	9,500	2	0.2	和 歌 山	6,500	57	8.15
福 島	13,738	45	3.21	鳥 取	4,500	20	4.0
茨 城	11,850	17	1.41	島 根	7,610	11	1.38
栃 木	9,476	25	2.78	岡 山	12,827	32	2.46
群 馬	10,200	13	1.3	広 島	14,939	3	0.2
埼 玉	12,730	29	2.23	山 口	11,000	37	3.36
千 葉	13,179	9	0.69	徳 島	8,042	12	1.5
東 京	28,503	97	3.34	香 川	6,678	3	0.43
神 奈 川	13,000	18	1.38	愛 媛	10,187	28	2.8
山 梨	3,800	13	3.25	高 知	6,036	35	5.83
長 野	17,595	53	2.94	福 岡	20,450	119	5.95
新 潟	15,800	7	0.44	佐 賀	7,559	54	6.75
富 山	8,600	43	4.78	長 崎	9,628	19	1.9
石 川	6,306	46	7.67	熊 本	11,741	110	9.17
福 井	5,365	8	1.6	大 分	8,469	22	2.75
岐 阜	10,202	106	10.6	宮 崎	7,764	12	1.5
静 岡	14,806	171	11.4	鹿 児 島	9,990	121	12.1
愛 知	20,427	176	8.8				
三 重	9,810	69	6.9	計	526,422	1,973	3.73

（注）・各都道府県資料により作成。

・別表第一（審査による追放）該当者のみを掲載し、別表第二（役職地位による自動的追放）該当者は除外した。

・不適者率の大なる場合（3以上）について太字で示した。

として静岡軍政部から招き、モデル地区としての性格を一層顕現せしめるための態勢を整えた。

新制中学校の義務制が、学年進行により第二学年に達し収容者数が一層増大する'48年(昭和23)年の新学期を間近にひかえても、独立校舎はおろか、最低限の必要面積(「座る場所」)を確保することさえ困難な状況がなおつづいていた。新增築のための国庫補助金7億円で23万坪の校舎・教室が建てられたが、市町村費や寄付金による新增築分を加えても、必要数の一割程度を満たし得たにすぎなかった。

第一軍団軍政部教育課は、新增築のための財政支出増が早急に見込まれ得ない事情下において、新制中学校の独立校舎を緊急かつ有効に確保するには既設学校の統廃合による校舎転用以外にないと看做し、先ず京都をはじめ近畿・東海北陸地域を中心に指導を展開した。その指導方針は、当初は小学校を含む地域のすべての学校を対象としていたが、間もなく、義務教育の優先的整備の観点から、折りから新制高校として'48年度新発足に備えて準備中の旧制中等学校の統廃合・転用に重点がおかれるに至った。ケーズ教育課長は、その趣旨について「決して我々は高校教育を無視するものではないが(義務教育学校においては)すべての児童を法律により平等に教育せねばならない義務を府・市当局が負っているものであり、少数の旧制中等学校の一時的便宜よりも、数知れぬ環境にめぐまれない児童のことを考えよ」⁹⁾とのべ、新制中学校が目下しのんでいる校舎教室不足・不正常授業等による不便を、新制高校が当分肩代りすべきであると主張した。

当時、京都府教育部学務課長として軍政部側との実務的な折衝に当たった天野氏は、「義務教育優先」を大義名分とする軍政部およびそれを後だてとする市町村当局と、転用一廃校に強く抵抗する高校側との間に立ち苦境に陥った。新制中学校の劣悪な学習条件を改善するために府立高校が当面余裕のある校舎教室を融通して協力すべきことは当然としても、長期的視野に立ち、近い将来確実に訪れる高等学校教育に対する需要増見込('50年4月から新制中学校卒業生の受け入れ開始)をも、当事者として当然、併せて配慮しておく必要があった。天野課長のねばり強い説得が効を奏し、市部の府立高校校舎の転用(4校)については、期限付貸与('49年度末まで)であることが、確認・明示された¹⁰⁾。

京都における旧制中等学校(新制高等学校)転用の成果をふまえて、アンダーソン課長は、大阪・和歌山・奈良・三重・愛知等にケーズ、マクレラン(第一軍団軍政部教育担当官)を派遣し、各府県軍政部教育課と共同して、関係府県当局に勧奨し、その具体化を進めた(表3参照)。

高等学校校舎の転用は、理念的にも実態的にも、確かに合理性をもつものではあったが、反面、普遍性に乏しいことも明らかであった。つまり、高等学校を数校かかえる中都市以上では有効であっても、小都市・町村の新制中学校に独立校舎を確保するには何ら寄与し得な

表3 新制中学校への校舎転用(全面, 部分)の状況('49年9月1日現在)

都道府県	区 分	新制高等学校(旧制中等学校)から		小 学 校 か ら	
		全 面 転 用 校数(学級数)	一 部 転 用 校数(学級数)	全 面 転 用 校数(学級数)	一 部 転 用 校数(学級数)
北海道		9 (162)	14 (80)	96 (556)	562 (1,659)
青森	森手	3 (17)	2 (17)	0 (0)	1 (8)
岩手	城田	4 (40)	4 (15)	0 (0)	0 (0)
宮城	形島	1 (25)	1 (25)	1 (22)	197 (1,280)
山形		1 (27)	24 (112)	0 (0)	322 (468)
福島	城木	0 (0)	5 (15)	0 (0)	64 (211)
茨城	馬馬	1 (1)	1 (1)	1 (16)	2 (12)
群馬	玉葉	3 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
埼玉	京川	0 (0)	7 (36)	0 (0)	50 (305)
千葉	梨野	0 (0)	4 (24)	0 (0)	28 (176)
神奈川	野瀧	0 (0)	21 (153)	0 (0)	129 (962)
山梨		1 (20)	0 (0)	9 (217)	17 (182)
長野		0 (0)	2 (15)	0 (0)	103 (530)
		8 (83)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
富山	山川	8 (173)	6 (78)	2 (37)	0 (0)
石川	井井	6 (90)	1 (5)	0 (0)	0 (0)
福井	阜岡	4 (64)	1 (6)	1 (24)	0 (0)
岐阜	知重	12 (200)	3 (22)	0 (0)	0 (0)
愛知		0 (0)	7 (49)	0 (0)	115 (751)
三重		15 (281)	9 (97)	0 (0)	0 (0)
		16 (368)	0 (0)	57 (776)	66 (416)
滋賀	賀都	7 (143)	4 (50)	3 (35)	141 (872)
京都	阪庫	19 (474)	1 (15)	9 (233)	0 (0)
大阪	良山	22 (507)	10 (120)	33 (595)	83 (783)
		7 (133)	9 (73)	7 (193)	292 (1,909)
		12 (65)	0 (0)	3 (18)	0 (0)
		13 (191)	2 (33)	4 (52)	85 (378)
鳥取	取根	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
島根	山島	5 (83)	2 (9)	2 (18)	0 (0)
岡山	山口	1 ()	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		7 (128)	8 (85)	0 (0)	182 ()
		2 (35)	1 (6)	0 (0)	38 (82)
徳島	島川	1 (21)	1 (2)	0 (0)	0 (0)
香川	媛知	5 (78)	1 (12)	0 (0)	112 (687)
高松		5 (47)	0 (0)	1 (8)	15 (52)
		1 (20)	1 (8)	0 (0)	0 (4)
福岡	岡賀	5 (71)	4 (24)	2 (24)	7 (38)
佐賀	崎本	0 (0)	1 (10)	0 (0)	108 (1,442)
長門	分崎	2 (39)	4 (20)	0 (0)	147 (624)
熊本		7 (153)	14 (123)	0 (0)	0 (0)
大分		0 (0)	2 (9)	0 (0)	59 (270)
宮崎		1 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
鹿児島		4 (67)	3 (15)	0 (0)	152 (728)
	計	218 (3,839)	180 (1,364)	231 (2,824)	3,077 (14,829)

(注)・文部省『公立高等学校統廃合実施状況調査報告』(1949年)第5表の数値を基礎に各都道府県資料により作成。

・空欄は不明。

かった。小学校校舎の転用が望み得ない実情をふまえて、独立校舎を確保するには、新築以外に途はなかった。かくして、限られた経費を有効に生かし、国庫補助を誘い出す方法として、都部・農山村地域においては組合立中学校の設立気運が高まった。ことに、予想以上に深刻な校舎不足の実態がようやく財政当局にも認められ、'48年度予算として一挙に50億円余の建築費補助費が計上されたことから、この傾向は一層促進された。しかしながら、組合構成町村の組み合わせ、経費の分担、統合の校舎の新築位置をめぐる関係町村の利害対立を初め、地勢・人口分布等阻害要因が複雑にからみあい、結局、進捗状況において地域差を生みだすことになった。比較的多く組合立中学校の設立を見た府県では、それを容易にする歴史的（組合立学校経営の実績等）、自然的条件や人口分布上の基盤があったことに加えて、府県教育当局による勧奨の熱意と軍政部の支援・協力が、とくに人為的阻害要因を取り除き、実現に向けて進展せしめる役割を果たした。

京都府教育部が組合立中学校の設立に本格的な指導に乗り出したのは、'48年夏以降であった。高校校舎の転用問題が一応落着し、都市部の新制中学校校舎の確保に見通しがついたのでふまえて、引きつづき、郡部へ対策の照準をあわせた必然的帰結であった。もっとも構想そのものは既に天野氏が学務課長時代に練られ、軍政部の承認を得ていたが、当面の課題（転用）を優先せざるを得なかったため、具体化が留保されていた。その後、教育部長に昇任した天野氏は、懸案の実現に熱意を傾け、自ら陣頭に立ち、いくつもの督励班を関係町村に派遣し、教育部の組織をあげてこれに取り組んだ。同年11月27日 発せられた教育長通達「新制中学校統合整備方針」には、組合立中学校設立の意義（施設設備の充実、教育の向上、土地資材の節約、教員配置の有効性、生徒の交友関係の広がり）の外、一校当り人口規模1万人、1学校生徒数600人（9～15学級、標準12学級）、通学距離最大8km等、設置上の依拠基準が示された¹¹⁾。軍政部は、前記校舎転用の場合と異なり、普段前面に出ることはなく、府教育部による関係町村への指導を側面から支援する姿勢を保ったが、当事者間の利害が鋭く対立し膠着状態に陥った場合に行使された指導・勧告は大きな威力をもち、解決への鍵となることが少なくなかった。京都においては、被戦災地域として校舎新築補助金の交付の枠が制約された事情もあって、実施への取り組み（時期、実施率）が、富山・滋賀・三重等にくらべおくれをとったものの、短期日で郡部の中学校のほとんどを組合立とする目ざましい成果をおさめた（表4、5参照）。

表4 組合立中学校の設置状況(1) —1949年—

北海道	0 (859)	滋賀	53 (77) 70%
青森	3 (271)	京都	50 (124) 40%
岩手	0 (281)	大阪	19 (252)
宮城	1 (229)	兵庫	53 (356)
秋田	1 (241)	奈良	14 (140)
山形	5 (257)	和歌山	23 (185)
福島	10 (386)	鳥取	44 (101) 44%
茨城	15 (359)	島根	6 (253)
栃木	3 (194)	岡山	89 (237) 38%
群馬	2 (228)	広島	87 (221) 39%
埼玉	5 (361)	山口	3 (234)
千葉	9 (339)	徳島	1 (146)
東京	3 (354)	香川	8 (174)
神奈川	16 (189)	愛媛	11 (278)
山梨	20 (182)	高知	12 (193)
長野	9 (408)	福岡	59 (272) 22%
新潟	8 (412)	佐賀	2 (131)
富山	65 (102) 64%	長崎	2 (245)
石川	8 (219)	熊本	50 (271)
福井	19 (149)	大分	7 (252)
岐阜	54 (272) 20%	宮崎	4 (121)
静岡	19 (321)	鹿児島	1 (223)
愛知	7 (286)	計	953 (11,542)
三重	73 (177) 41%		

(注) ・「文部省第77年報」により作成。

・ () は中学校総数

・ 総数に対する組合立中学校の比率が20%をこえる場合のみ太字とし、その数値を併記した。

表5 組合立中学校の設置状況(2)—1949年—

府 区 分 県	組 合 立					単 独		計	全校に対す る組合立学 校の割合	郡部所在校 に対する組 合立学校の 割合
	2町村	3	4	5	6町村 以上	郡部	市部			
滋賀	20	17	9	5	1	11	10	73	70%	84%
富山	22	15	15	7	6	18	19	102	64%	78%
京都	6	17	9	9	8	3	66	118	40%	94%

(注) 各府県資料により作成。

3. 新制高等学校の発足と再編成

新制中学校への校舎転用と密接にからんで懸案となったのは、「三原則」による新制高校の再編成の問題であった。1948（昭和23）年4月からの新発足をひかえ、各府県では関係者による設置準備委員会等を設置して対策を練っていたが、「概ね、従来の中等学校を無理なく移行」させるとの文部省の方針（'47.9.5発学375「新学制の実施について」）に即して、一部の極端に施設設備、陣容が劣るものを除き、一律に新制高等学校として移行・発足せしめる方向で準備が進められていた。一方で、文部省は、交通の便や経済負担の事情によって教育の機会均等が損なわれることを防止するためには、早晚、総合制、男女共学制に基く高校再配置計画を地域単位で樹立することの必要性を強調していた（'47.12.27「新制高等学校実施の手引」発学534）。このような、将来計画を掲げながら、文部省が新制度の発足と同時に全国一斉にその具体化を期して、指導性を発揮できなかった背景には、単に、旧制中等学校の伝統や慣行に執着する関係者や新制中学校の準備に忙殺される地方教育行政当局者に対する配慮があったに止らず、より根本的には、大蔵省・ESSによって新学制の実施と引きかえに譲歩せしめられた厳しい経費支出上の制約があったからに外ならない。このため、結果的に、暫定措置として移行した新制高等学校を新しい理念に即して再編成する時期・手順については各都道府県教育当局に委ねられることになり、財政事情をはじめ、学校間の利害、同窓生や住民感情にからむ難題に気おくれし、それへの取り組みを先にのぼさそうとする当局を鼓舞・督励する存在として、あるいは、利害関係の調停や見切り発車の切り札として各府県軍政部の働きかけが、その帰趨に大きな影響を及ぼし、府県間の実施上の差異を生ぜしめる要因となった。

第一軍団軍政部教育課長アンダーソンは、高等学校設置計画の最も重要な指針である発学534号の趣旨が、当然、発足と同時に制度上忠実に具体化されるべきである、ととらえ、管下、各府県軍政部教育課を通じて日本側地方当局への指導を行なう準備を進めていた。'48年早々、高等学校教育に関する研究業績と実践経験をもつマクレラン（McClellan, G. H.）博士を宮崎軍政部から招致して同プロジェクトの主任に任命し、京都軍政部のケースをその協働者に位置づけた。

マクレラン、ケースは、近畿・東海北陸の各府県を順次訪れ、他の管下県には電話、電報等で、直ちに旧制中学校の移行による高等学校の設置計画を白紙にもどし、抜本的再検討を勧告した¹²⁾。緊急に検討を要する課題としてマクレランらが提起したことは、第一に、新制高等学校の発足準備は、同じ中等教育機関であり、かつその義務教育部分を担当する新制中学校に対する優先的便宜供与に格段に配慮して進められるべきであること、第二に、高等学

校を教育の機会均等の観点から整備するため、既存の中等諸学校の枠を越えて再配置を期すること、の二点であったが、いずれも、以前に文部省から出された通牒の趣旨に即し、何ら目新しいものではなく、ただ、それを極めて厳格に適用し徹底を期そうとしたに外ならなかった。マクレランは、これらの目的に近接するための具体的指標として統廃合による学校数の大幅な削減を指導した。旧制中等学校を半数に近い数値に至るまで統廃合して新制高等学校を発足せしめることによって、結果的に、個々の学校がもっていた伝統や歴史から解放せしめ、新しい校風の形成を容易にすることができる外、新制中学校への校舎転用を促進することができる、との見通しに基づいていた。

マクレラン教育官らの熱心な指導によって、石川、福井、三重、滋賀、和歌山、大分、宮崎の各県が、新発足の時点（'48年4月）で大規模な統廃合を達成し、その他の府県でも、近畿、東海北陸、九州、中・四国を中心として、'49年4月にかけて順次、統廃合により新制高校の再編成を行なった（表6、7参照）。

アンダーソン第一軍団軍政部教育課長が管下のモデル地区とすることを策し、実力派軍政要員として名高いケースを配置した京都府において、校舎転用に関しては期待に答えたものの、統廃合をふまえ、新組織で新制高校を発足せしめる計画の先駆的实践を具現するには至らなかった。もちろん、軍政部関係者はそれを当然のこととして期待し、強力な指導・督促を繰り返した。他府県におけると同様、軍政部自ら具体案を示して実施を迫った。しかし、その執拗な働きかけも、計画の吟味と啓蒙が十分できないままでの、性急な実施は、折角の理念・制度の定着に禍根を残しかねない、と憂慮する天野教育部長を動かしあぐねた。軍政部の方針に従わない教育行政官の罷免・更迭は、当時、各地で頻発し、現に前任の河合部長も、その忌避にあって辞職を余儀なくされていた。大学への復帰を希望し固辞する天野氏を慰留し、「知事と一騎打ちの出来る」教育部長としてその活躍に大なる期待をかけていた手前、軍政部は軽卒な行為をとる訳にいなかったし、それにも増して、私利私欲をすてて教育改革に一途に取り組む同氏の真摯な姿勢に、軍政部係官も一目を置かざるを得なかった¹³⁾。結局、京都府教育部が、校長会、教組の委員会がそれぞれ作成した案を土台に、実施計画案を起草し、府教育委員会（知事の諮問機関）への諮問を経て実施に至ったのは、新制高校発足後7ヶ月経過した10月31日のことであった。

このように、京都の場合、高等学校の統廃合を行なうにあたって、校舎転用と高校再編成が半年余の時間的懸隔を保って行なわれたが、結果的に、このことが、両者の徹底を期す上できわめて有効に作用したといえる。つまり、府県によっては、当局が往々、旧制中等学校（新制高校）の校数削減を要求する軍政部と、廃校に反対する該当校との板ばさみにあって、名目統合（校名を1つとするが第二校舎、第三校舎として旧校を残存せしめる）を安易に採り入れ、結局において、中学校への校舎提供を果し得なかったばかりか、高校再編成の基本

表6 新制高等学校発足に伴う統廃合の状況

都道府県	旧制中等 学校数 ('48年3 月現在)	統廃合の時期と統廃合後の新制高等学校校数			
		'48.4	'48.11	'49.4	'50.4
北海道	119			121	112
青森	33				32
岩手	48			○31(64.6%)	
宮城	54			49	
秋田	35			34	
山形	37			30	
福島	76				○52(68.4%)
茨城	57			49	
栃木	44			39	
群馬	57				44
埼玉	60				45
千葉	66			○46(69.7%)	
東京	105			103	
神奈川	73			54	
山梨	24			○16(65.2%)	
長野	106			76	
新潟	75				58
富山	52	44	◎20(38.5%)		
石川	44	◎24(54.5%)		◎19(43.2%)	
福井	23	◎13(56.5%)		13	
岐阜	52	51	◎31(59.6%)	31	
静岡	77			59	
愛知	94	83	◎48(51%)	48	
三重	49		◎24(49.2%)	◎15(30.6%)	
滋賀	30	◎18(60.0%)		◎9(30.0%)	
京都	50	*47	◎26(52.0%)	26	
大阪	99	*95		◎65(67.0%)	
兵庫	119	82	◎67(56.3%)	67	
奈良	33	24	◎16(48.5%)		
和歌山	51	◎21(41.2%)			
鳥取	30			◎11(36.7%)	
島根	35			◎21(60.0%)	
岡山	54				◎35(64.8%)
広島	79			◎46(58.2%)	
山口	66			47	
徳島	30			◎21(70%)	
香川	33			25	
愛媛	48				◎29(60%)
高知	26			22	
福岡	100			79	◎65(65%)
佐賀	27			19	
長門	39			◎25(64.1%)	
熊本	42			◎29(69.0%)	
大分	46	◎23(50.0%)			23
宮崎	34	◎15(44.1%)			
鹿児島	62			◎13(38.2%)	
鹿児島	62			◎38(61.3%)	

(注) ・各都道府県資料，とくに高等学校統廃合関係資料，高等学校十年史，二十年史，三十年史および各学校沿革史により作成。

・◎印は統廃後も存続した学校の割合（移行率）が60%以下の場合を示す。

○印は同様に70%以下の場合を示す。（ ）はその数値であり，70%以下を掲出した。

・*京都，大阪における当初の統廃合では，被転用校の名称を他校に併記し（「二枚，三枚看板」）学校を名目的に残存せしめたので校数減としては現われていない。実質的にはこの時点で京都13校減，大阪22校減となる。

項目	府縣別	三重縣	滋賀縣	京都市	京都府	奈良縣	大阪府・市	和歌山縣	
人	府縣別 教員異動概況	県公立1,215人中 323人中→中学校 10人→小学校	1. 校長 7、中学校へ転出 20人(23.3%) 2. 700人中200人も中学校に転出(24.4%) 3. 校長を全面的に移(24.4%)	450人中100人を中学校に転出(24.4%)	1.24.4現高教員中30%を中学校に転出 2.校長の転出以上→平教員 3. 若狭郡理委員会を設け15人を再決定す	異動は約6割 600人中 1人→小学校 164人→中学校	23.10 新高校長のみ個別に移動せしむ →校舎一枚長 府の教育研究所に5名編任 視学事務嘱託一名	校長47 旧中教員 850人中 220人→新中 女以上	6 長 2 副 7 主任 10 委員 10 中教員 220人→新中 女以上
		組合は成程度の犠牲を負うが生活面の補償はせよと出で人事には組合、校長は参加せず	原案は校長会で作成し、縣で修正したが高度強硬な為軍政部の態度強硬、県政会合を近く開催	三重縣と公様	全 左	原案は縣でつくる組合の要求は聞きむ程度 校長の内中なし 軍政部の示唆	組合員の犠牲は殆どなかつた為、組合も積極的に動かなかつた	1.一般教員人事 人事委員会 校長 副校長 主任 委員 中教員 220人→新中 女以上	1.一般教員人事 人事委員会 校長 副校長 主任 委員 中教員 220人→新中 女以上
事	軍政部長会 局長会 事務局 との関連	1.義務制優先(校舎削減)の線に依り7市で共学制を加味し、実業科毎普通科毎に統合(23.5.13完了) 2. 此際、移轉委員長(字務課長、高3校長)で問題の解決にあつた 3. 移轉費及住所は移轉校所管先で受持った 2. 第一次郡部の高校校舎再配置 3. 第二次高校のない郡の中学校の再配置 4. 基津野に450人以上1校9字校450人以上は地方事務所、校長、町長見解作業作成 8.10人事完了 中→宮校301校→173校(組合立70校) 1校校舎1222級 小→宮校65校→424校	1.義務制優先(校舎削減)の線により、綜合制、共学制→29校 2. 23.4.49校を→29校のみ男女の統合を以て、以て真の共学、教科の統合、学区制の設定にも至らなかつた 2.23.7 学校差修正 綜合制、共学制、学区制 3.24.3 24校→9校 但し校舎は12→13校を使用予定 4. 組合費縣費負担 5. 転用校舎の借出は無償	1.義務制優先(校舎削減)の線に依り如何に現在の状況を改善するかという取寄力を重視し、又共学制を見通し、校舎の統合を実施 2. 之が為、部制を実施せざるを得なくなつた 3.23.6 綜合制を通告され、10.9 迄授業を基盤、以後学校は休暇とし、10.15 迄に人事の移動完了 4.23.9 二部制の打開を通告せられ10.20 より11.8 時間制その中授業時間6時間制をとって一部制とすると共に全面的共学実施 5. 中学校轉用校舎は25.3迄に復元するとの公約を結ぶ 6. 現在の学区は暫定的なものとして早く公約の25.3、遠くで26.3迄永久学区を決定して、共学制を有担す 7. 転用校舎は(校舎改造、共学の為の臨時施設等)全部転用 8. 轉用校舎の借出は原則として無償 但し1年12万円	近畿他府縣の状況を強く取り入れ 6.10 学区委員会 6.16 知事の答申 6.30 16学区別生、體品編結 7.15 新校長内定 8.5 教官募集 8.30 公立学校施設 9.1 縣立16校施設以後縣立一本	1. 昨年度は軍政部の要求は中優先共学であった 2. 今年度は新制高3校を実施準備協議会を結成して基礎準備協議会に提出せられたので協議会はこの問題を中心として一應考慮外におくこととした 3. 田中中学校の校舎を新制に如何に転用するかが問題となり軍政部と折衝の結果、二校を一枚に入れ全面的に新中へ転用又は一部転用をした 4. 軍政部からの要求は施設50%を新中へ轉用せよとの指示であった 5. 結果的に云えば、公立8(内内置へ2)一部轉用42 6. 再轉用については微温的にして現在通り軍政部が充てずるか否かについては多大の疑問あり	1. 新制高校設置準備委員会で42校校舎を申請 2. 3.28 軍政部より高3校減少の通告 3. 縣と軍政部だけで23校案決定 4. 4.12 学校数減少を通告 5. 4.17 21校決定 6. 4.20 学区制、綜合制の通告 7. 4.27 共学制、学区制の方法決定	1. 新制高校設置準備委員会で42校校舎を申請 2. 3.28 軍政部より高3校減少の通告 3. 縣と軍政部だけで23校案決定 4. 4.12 学校数減少を通告 5. 4.17 21校決定 6. 4.20 学区制、綜合制の通告 7. 4.27 共学制、学区制の方法決定	
		實 施 概 要	1. 校長 7、中学校へ転出 20人(23.3%) 2. 700人中200人も中学校に転出(24.4%) 3. 校長を全面的に移(24.4%)	1. 義務制優先(校舎削減)の線に依り7市で共学制を加味し、実業科毎普通科毎に統合(23.5.13完了) 2. 此際、移轉委員長(字務課長、高3校長)で問題の解決にあつた 3. 移轉費及住所は移轉校所管先で受持った 2. 第一次郡部の高校校舎再配置 3. 第二次高校のない郡の中学校の再配置 4. 基津野に450人以上1校9字校450人以上は地方事務所、校長、町長見解作業作成 8.10人事完了 中→宮校301校→173校(組合立70校) 1校校舎1222級 小→宮校65校→424校	1.24.4現高教員中30%を中学校に転出 2.校長の転出以上→平教員 3. 若狭郡理委員会を設け15人を再決定す	450人中100人を中学校に転出(24.4%)	1.24.4現高教員中30%を中学校に転出 2.校長の転出以上→平教員 3. 若狭郡理委員会を設け15人を再決定す	異動は約6割 600人中 1人→小学校 164人→中学校	23.10 新高校長のみ個別に移動せしむ →校舎一枚長 府の教育研究所に5名編任 視学事務嘱託一名

(注) 同資料は'48年秋、広島県新制高等学校再編成計画の立案に当たり先進の近畿地区に調査団を派遣し、その結果に基づき作成した報告書(「広島県庁所蔵文書」)で、実態、経緯が実に要領よくまとめられている。

表8 高等学校総合制，男女共学制，学区制の実施状況
 ('49年9月末日現在，学区制の一部は'50年4月現在)

都道府県	総合制		男女共学制	学区制		参考Ⅰ	参考Ⅱ	
	普通課程と程	二職つ業以上課程の程		学対する割合 総合制を とるに	実施校の割合			普通科に関して {小=1学区1校 中=1学区数校
北海道	9	2	10%	27%	小	'50.4)	—	
青森	11	0	37%	41%	小+中	'50.4)	64.6	100 %
岩手	21	1	71%	97%	小+中	'49.4)		
宮城	7	0	14%	30%	中	'49.3)	68.4	3.7
秋田	0	0	0	21%	小+中	'49.4)		
山形	14	1	50%	0%	小+中	'49.3)	68.4	100
福島	18	5	44%	34%	小+中	'50.4)		
茨城	38	2	82%	98%	中	'49.4)	69.7	49
栃木	23	3	67%	39%	小+中	'49.3)		
群馬	4	7	25%	38%	中	'50.4)	69.7	100
埼玉	3	0	5%	12%	中	'50.4)		
千葉	26	10	78%	100%	中	'49.4)	65.2	90.7
東京	0	3	3%	50%	中	'49.4)		
神奈川	14	3	31%	38%	小(横浜市)+中	'49.4)	65.2	20.7
山梨	12	1	81%	17%	小+中	'49.3)		
長野	30	7	49%	55%	中	'49.4)	65.2	100
新潟	27	2	50%	32%	小+中	'50.4)		
富山	15	0	75%	100%	小(1学区のみ中)	'48.9)	38.5	0
石川	15	1	84%	100%	小	'49.4)		
福井	12	1	100%	92%	小	'49.4)	56.5	23.8
岐阜	10	2	39%	64%	小	'49.4)		
静岡	11	9	34%	74%	小	'49.4)	59.6	—
愛知	23	17	83%	100%	小+中	'49.4)		
三重	15	0	100%	100%	小	'49.4)	51.0	0
滋賀	8	0	89%	100%	小	'49.4)		
京都	25	0	96%	96%	小	{'48.10(市部) '49.4(郡部)}	30.0	100
大阪	50	0	78%	74%	中	'49.4)		
兵庫	46	6	78%	89%	小	'49.4)	67.0	81.8
奈良	11	0	69%	100%	小	'48.9)		
和歌山	16	0	78%	95%	小	'48.5)	41.2	23.8
鳥取	9	0	82%	100%	小	'49.3)		
島根	9	2	52%	85%	小	'49.3)	36.7	0
岡山	27	3	86%	100%	小+中	'50.4)		
広島	46	0	100%	100%	小	'49.4)	60.0	14.3
山口	14	5	40%	57%	小+中	'49.4)		
徳島	8	0	38%	100%	小	'49.4)	70.0	0
香川	10	5	60%	100%	小+中	'49.4)		
愛媛	20	4	82%	100%	小	'50.4)	60.0	—
高知	6	0	27%	86%	小+中	'49.4)		

福 岡	18	2	25%	45%	小	49.4	65.0	0
佐 賀	1	1	11%	73%	小	49.4		100
長 崎	5	3	32%	80%	小+中	(50.4)	64.1	10.1
熊 本	7	2	31%	96%	小	49.4	69.0	100
大 分	10	6	76%	100%	小+中	(50.4)	50.0	—
宮 崎	13	0	100%	100%	小	49.4	38.2	15.4
鹿 児 島	9	3	31%	84%	小	(50.4)	61.3	5.3

(注)・文部省「公立高等学校統廃合実施状況報告」(1949年)を基礎に各都道府県資料により補正して作成した。

・総合制実施率75%以上、共学実施率80%以上は太字で示した。

・参考Ⅰの移行率は70%以下のみ掲載。

・参考Ⅱは公立高等学校における週五日制の実施率(1949年10月現在)であり、文部省「公立小・中・高等学校五日制実施状況調査報告」(1950年)の数値により作成、掲出した。

一印はこの時点で実施計画がないことを示す。「三原則」の実施状況と五日制の実施状況間に地域的対照性があることがわかる。

東日本地区では、「三原則」実施を極力おくらせることを意図して、五日制の実施を先行徹底せしめ、軍政官による督促への言い訳とし、あるいは、軍政官がその政策課題の優先的着手を是認した形跡がある。

表9 統廃合により生じた新制高校の「余剰校数」と新制中学校への転用の状況

区分 府県	「余剰高等学校数」 (A)	新制中学校への 全面転用校数(B)	$\frac{B}{A} \times 100$
京 都	24	19	79.1%
奈 良	17	12	70.6%
大 阪	34	22	64.7%
岐 阜	21	12	57.2%
三 重	43	16	48.2%
和歌山	30	13	43.3%
福 井	10	4	40.0%
島 根	14	5	35.7%
滋 賀	21	7	33.3%
愛 知	46	15	32.6%
愛 媛	19	5	27.1%
富 山	32	8	25.0%
石 川	25	6	24.0%
広 島	33	7	21.2%
兵 庫	52	7	13.4%
宮 崎	19	1	5.0%
鳥 取	19	0	0
大 分	23	0	0

(注)・「余剰高等学校数」は、旧制中等学校総数から統廃合後の新制高等学校数を差し引いた数値である。

・新制中学校への全面転用校数は、前掲表3の数値を抜粋掲出した。

理念とされた「三原則」の基盤そのものが脆弱で、旧態回帰を必然化せしめる要因を内包せしめることになったからである。換言すれば、各府県における「三原則」の実施状況は、統廃合の程度（名目上の学校数減）にはほぼ相応する（表8参照）が、「三原則」の基盤は、校舎転用の度合（実質的な学校数減）によって少なからず規定されていた（表9参照）と見ることができる。軍政部が、この事実関係を見落とし、専ら統廃合の名目的数値を拠として日本側関係者と対応しがちであったところに、指導上の甘さがあるとともに、その限界をも意味するものであった。

4. 教員給与費をめぐる知事との軋轢

1949（昭和24）年度当初予算は、天野氏が教育長として初めて采配をふるい、その経験と教育計画に基づいて「自信をもって」編成した予算であった。教育長提案の予算原案は、教育委員会の支持を得、当時府財政がまた比較的好調だった事情に支えられて、議会を無修正で通過し、「もっともゆたかな……理想的な」教育予算を得ることができた。然るに、同当初予算は、執行に重大な障害が生じ、それへの対応をめぐり、一転して知事との深刻な軋轢が生じる事態となった。

事の発端は、政府がドッジ緊縮政策の一環として、国の財政の健全化と教員給与の都道府県格差の均衡を旗じるしに、都道府県負担の義務教育学校教員給与費に対する国庫支出金を、従来の実支出額の二分の一負担から定員定額による二分の一負担へと改める既定方針（「義務教育費国庫負担法」改正'48.7.1）に即してその算定基準（定員定額）を'49年5月7日に至り公示し（「同法施行令」）、さらに追いかけるようは6月29日、よりきびしい算定基準を示し、各都道府県に教員定員の削減と人件費の節減を求めてきたことにあった。

確かに、新学制実施時、各府県とも教員定数の増加、教員給与の引き上げが目ざましく、地方財政における教員人件費が著しく伸長した。それが、基本的には、義務教育年限の延長、インフレに即応する生活保障という必然性に由来するものではあったが、疲弊した財政事情の下、限られた原資を教員人件費に振り向ける上での政治力学的関係において、教組が教員待遇の向上に大きな役割を果たしたことは否めなかった。'47年末までに、旧教育会の吸収併合をへて府県単位の統合組織を確立し、それを背景に知事との間に労働協約の締結を終えていた各都道府県教組は（表10参照）、スト権をかざした団体交渉を通じて給与の引き上げ、男女教員の給与差撤廃、定数増による勤務負担の軽減等を要求し、着実な成果をあげてきたからである。マッカーサー書簡に基く政令201号（'48.7.31）によって、対知事折衝の有力な手段を奪われた府県教組は、折から新発足準備中の教育委員会を通じて引きつづき諸要求の実現ルートを確保することを図り、法案闘争（教育委員会に対する教育長の指導・助言権を制約、

表10 都道府県教職員組合の組織状況 (1946-47年)

都道府県	都道府県単位統合組織結成, 労働協約締結年月日		組合員数 ('47.12.1現在)	教育会解散・改組状況 ('47年末現在)
	1946年	1947年		
北海道	○3. 1	[10.3]	18,486	△('48. 2.23)
青森	○2.17		6,500	▲ '46. 8. 6
岩手	連○5.21	[1.21]	7,236	▲ '46.11. 7
宮城	○5.27	[2.24]	8,526	▲ '46. 6.30
秋田		連○6.23 [9.28]	7,813	△('48. 5.20)
山形	連○6.11	[5.19] 仮	8,750	▲
福島	○7.16	[1.25]	7,813	▲
茨城		○1.14 [12.10]	11,311	△
栃木	連○5. 5		9,800	△
群馬		連○7.21	10,154	▲ '47. 9.12
埼玉		[4.28] ○7. 1	11,547	▲ '47.11.25
東京		[3.14] ○10. 8	12,640	▲ '47.11.29
神奈川		連○7. 5	24,290	△
山梨	○2.27	○11.5 [12.4]	9,000	▲ '47.10. 6
長野		[6.23]	5,204	▲ '46. 7.一
新潟	○12.26	[5.2] ○6. 4	14,500	△
富山		連○6.29 [11.24]	6,288	△
石川	協○11. 1	[6.21]	7,400	▲ '47.10.20
福井	○6.20	[8. 1]	5,040	△
岐阜	連○5.25		8,256	△('49. 3.一)
静岡		○6.27 [8. 7]	12,650	▲ '46.10.14
愛三		○6.28 [9.26]	13,416	▲
滋賀	連○12.15	[2.22]	8,936	▲ '46. 5.28
京都	○1.23	[7.24]	5,300	△
大阪		協○7. 7	8,500	▲ '47.12.13
兵庫		○6. 3	16,900	△('49. 6.一)
奈良		○7.10 [10.18]	14,000	△
和歌山	○9.20	○5.16 [8.28]	4,460	▲ '47. 9. 9
鳥取		[10.18]	6,020	△
島根	○3.28	[3.20] ○6.一	5,058	▲ '47. 9.23
岡山		[9.19]	6,500	△('48. 4.23)
広島	連○5.15	[6.一]	11,500	▲
山口	○5.15	[6. 4]	11,500	▲
徳島		[11.27]	9,377	▲
香愛高	連○7.20	○7. 5	6,160	△
高知	連○5.14	○5.18 [8.11]	6,236	▲ '47. 8.20
岡賀		[8. 6]	9,522	▲ '47.11.14
佐長	連○11.28	[8.11]	5,785	△('48. 3.13)
熊本		[11.17]	16,500	▲ '47.12.21
大分	○5.14	○12.21 [12.24]	6,527	▲ '47.12.21
宮崎			8,053	△
鹿児島	○5.16	○6.20 [8. 1]	9,500	▲ '47.11. 4
鹿児島		○9.14 [12.26]	8,300	△('48. 2. 3)
		○12.6 [48.1.16]	5,500	▲('49. 2.一)
		(参)日教組労働協約 結成 '47.4.3	10,207	△('49. 8.22)
		'48.6.8 前身の全教協	441,163	(参)日本教育会解散 ('48. 8. 5)

(注) ・統合組織結成状況, 労働協約締結状況については, 各都道府県教組提供の資料により作成した。
 (連)は連合体 (協)は協議体, 無印は単一体を示す。〔 〕は労働協約締結月日。
 ・教育会解散・改組状況については, 文部省調査局『教育要覧』1948年版 所収の資料を基礎に,
 各都道府県教組関係資料および教育会関係資料により補足, 補正して作成した。
 ▲は, 解散または解散中。月日は, 解散の日附。
 △は, 改組または改組中。()は, のちに解散に至った年月日。

表11 教育委員会委員の構成分類 (第一回選挙'48年10月5日一終了時)

区分 都道府県	役・職別								推薦団体別					党派別							
	1 現職 教員	2 官 公 職	3 農 工 商 業	4 会 社 員 (役員を含む)	5 自 由 業	6 教 組 役 員	7 団 体 役 員	8 そ の 他	(元 教 員)	P ・ T ・ A	教 組	婦 人 組	青 年 団 体	そ の 他 団 体	団 体 な し	民 自 党	社 会 党	民 主 党	国 協 党	共 産 党	無 所 属
北海道	2			2	1	1		(0)		2	1	1		2							6
青森	2		1	1	1	1		(2)	1	1	1	4		2	1			1			4
岩手	5	1						(1)	3					2							6
宮城	1	1	1	1	1	2	2	(4)	2					4	1						5
秋田	1	1					1	(2)						2							5
山形	2						1	(0)				1	1	2							6
福島	1		1	1	1	1	1	(0)	1					5							5
茨城	1	1			2	1	1	(4)	2	2		2	2	2							6
栃木	2	1			1	1	1	(3)		1		1	1	4			2				4
群馬	1	2	1	1	1	1	1	(6)	2		1	1	1	4							6
埼玉県	1	2	1	1	1	1	1	(4)		2		1	1	3	2		1				3
千葉県	2				2	1	1	(0)		2				3							6
東京都	1	1	1	1	2	1	1	(1)		2		1	1	5							5
神奈川県	1	2			1	2	1	(2)		2				6	2			1			3
山梨県		2			1	2	1	(2)						3	1						4
長野県	2				2	1	1	(4)		2		1	1	4							5
新潟県					2	1		(4)		2				1							6
富山県	2	1			2	1	2	(4)		1		1	1	1							6
石川県	2	1	1		1	2	1	(1)		2				3							6
福井県	2	1			1	1	1	(2)		1				2	2						4
静岡県	1		1		1	1	1	(3)		1		1	1	1	1						6
愛知県	2				1	1	1	(1)		2			2	3				1			5
三重県	1				1	1	3	(1)				1	1	3							5
滋賀県	3				1			(0)		1				3							6
京都府	3	2			1			(1)		2		1		5							5
大阪府	4	1			1			(0)						6							6
兵庫県	3	1			1		1	(0)		2		1		6							6
奈良県	1		3			1		(1)		2	1			1	1						5
和歌山県	2					1	2	(1)		2				2							6
鳥取県	4	1	1					(0)		2		2	2								6
島根県	3	2			1			(0)		2				4				1			5
岡山県	3				1			(0)		1				4				1			5
広島県	2	1			2	1	2	(0)		1			2	2							6
徳島県	2	1			2			(0)		2			2	2							6
香川県	3	1	1		1			(1)		3		1		6							6
愛媛県	3		1		1			(0)		3				2							6
高知県	2		1	1			2	(1)		2		1		3							6
福岡県	5	1						(1)		1				5							6
佐賀県	3	1	1				1	(1)		1				5							6
長崎県	3	2	2		1		2	(2)						6							6
熊本県	1	2	2					(1)						6	2						4
大分県	1	1	2		1		1	(4)				2		4							5
宮崎県	1	1	1		2		3	(0)						6				1			5
鹿児島県	1	1				2	2	(1)		1	1			4							6
定員	276	86	35	23	34	31	11	(73)	12	53	6	29	13	16	2	160	11	7	4	3	239

(注) ・読売新聞'48年10月8日付記事掲載の統計を基礎とし、朝日新聞、毎日新聞、日教組教育新聞、教育委員会月報(文部省)および各都道府県資料により補足、補正して作成した。
 ・()の元教員数は、2~8に掲げた役・職に属する者のうち、教員の経歴をもつ者の内数。
 ○内の数字は婦人の内数。

現職教員の立候補禁止条項の撤廃等の修正要求)、委員選挙闘争(教組推せん候補の組織的応援)に取り組み、GHQ、地方軍政部からの干渉、妨害を受けながらも、結局、程度の差はあれ教育委員会に何らかの形で発言の場を得ることに成功していた(表11参照)。

京都教組の労働条件改善要求闘争は、'47年秋から厳しさを増し、学務課長、教育部長、教育長とその時々府側の直接の当事者として、責任ある立場にあった天野氏が常に矢面に立たされた。徹夜の団体交渉を含む教組の熾烈な攻勢に県側がつぎつぎと譲歩を余儀なくされ、'48年度当初予算にもられた執行計画に加えて追加補正措置によって、同年度中に教組の要求通り、全国最高水準にある大阪並みを目指し一斉増俸(2.5号俸増)、男女の給与差是正、定員増が行なわれ、その基本線を踏襲して前記'49年度当初予算も編成されていた。

ところが、定員定額制の実施にあたりベースの切り替えが増俸前の俸給を基準として行なわれることになり、再び大阪水準との差が生じることが明らかとなったため、諸条件の獲得経緯に自信と自負の念を深めていた教組側が反発し、教育委員会を通じて、教育長に予算執行上必要な措置を早急に講ずるよう働きかけを強めた¹⁴⁾。法定の基準を根拠に給与水準を切り下げ、予算執行計画の手直しを至当とする知事側と既得権を迫る教組側との板ばさみとなり、教育長は苦悩した。

教育委員会が、教組の要求を入れて、給与水準を大阪並みに維持するよう決議をするに際し、天野教育長は、一斉に行なうには無理があり二段階方式を主張したが、結局、委員会は、教組の圧力に抗しきれず、教育長の助言を排して決議が強行される事態となった。こうした中で天野教育長は、六月補正予算に必要経費を計上するため知事と折衝を重ねたが合意に達しないまま、委員会からの度重なる早期措置要求に押されて、既決予算内で大阪水準維持のための給与改善を決行した。この措置が後に問題を残さなければならず、12月議会、翌年3月議会で違法性を唱える知事側から、教育委員会、とくに執行当事者としての教育長の責任がきびしく問われることになった。知事側は、両議会に、法定通りの給与額に見う額を計上した予算案を提案したに止り、教育委員会が既に執行ずみの増俸分を計上することを拒否した。

総合財政主義をとるわが国の財政構造をふまえながら、教育行政の独立性を保障するため、教育委員会法ではその第58条に、知事の予算案提出権(地方自治法97条Ⅱ)の例外規定として知事案に教育委員会案を附記せしめる「二案提出権」を明記していたが、とかく、知事側が権限侵害を杞憂し行使を意識的に回避し、あるいは、それを当初予算に限定する解釈をとる等、消極姿勢が目立ち、事実上の意見対立はあっても58条による形式をふんで具体化することは、まれであった。京都の場合も、教員給与額の算定基準をめぐる、知事側と教育委員会側との間に明らかな予算見積上の差異があったものの、知事側は、教育委員会側の要求を附記して議会に提案する手続を回避した。

表12 教育関係予算案をめぐる教育委員会と知事との意見対立の状況（'48年11月～'51年末）

府 県	提案年月日	提 案 内 容	結 末
岐 阜	'49. 5.27	学区制実施に伴う施設設備改善経費 知事提案総額 1,200万円 〔委員会側要求額 4,900万円〕	提案後、知事増額案を委員会に提案妥協(2,035万円)成立可決(6.15) 知事案可決(7.28)
	'49. 7.25	定員定額制に基く小・中・高教員定数 知事提案 法規定の準用 〔委員会側要求 小規模校が多い特殊事情を加味増員〕	
	*'50.11.21	平衡交付金制度の実施に伴う教員定数増 知事提案 小・中のみ 1,140人増 (附記) 委員会案小・中・高 3,081人増	知事案可決(11.24)
高 知	*'49. 2.一	教員旅費補助(追加予算) 知事案 認めず (附記) 委員会案 小・中・高教員一人 1,000円支給	知事案可決(2.一)
	*'50. 2.一	教員の研究手当支給(追加予算) 知事案 認めず (附記) 委員会案 小・中・高教員一人 1,000円支給	知事案可決(2.一)
	*'50. 2.28	定員定額制に基く小・中教員定数(当初予算) 知事案 5,601人 (附記) 委員会案 5,886人 高等学校需要費(当初予算) 知事案 11,276千円 (附記) 委員会案 20,000千円 認定講習会受講者旅費(当初予算) 知事案 認めず (附記) 委員会案 半額支給	条件付で知事案可決 (3.16)
	*'50.12.20	教員給一斉二号俸増俸(追加予算) 知事案 認めず (附記) 委員会案 実施	
	岩 手	*'49. 8.30	定員定額制に基く小・中教員定数(追加更正予算) 知事案 9,195人 (附記) 委員会案 9,775人
*'51.12.一		教職員給与(追加予算) 知事案 259万 (附記) 委員会案 887万	知事案可決(12.24)

福岡	*'50. 3. 一	定員定額制に基く小・中教員定数（当初予算）	知事案可決
	*'50. 9. 20	教員定数増	知事案可決
	*'51. 3. 一	教職員定数増加および給与ベース 知事案 206人増 給与調整費 3,000万円 （附記）委員会案 971人増 一律一号俸増俸	修正案（627人増 新級別推定表による給与改訂実施を予告）可決（3.24） 再議要求後、再可決
京都	'50. 3. 8	教員給の平均単価 知事案 6,250円 委員会案 6,627円	知事案上提後議会議案の線で修正案提案（他の教育費目を流用）、可決（3.20） 知事による再議要求後、再可決
鳥取	*'51. 8. 20	教職員給与、高校需要費等	人件費教提案 その他知事案可決（9.2）

（注）・下記資料により作成。

『岐阜県議会（定例）会議録』昭和24年度 第2回第4号，第4回第1～3号，第6回第1号

『岐阜県議会（定例）会議録』昭和25年度 第6回第1～2号

『高知県第16定例議会議事録』（高知県教育委員会「教育年報 1950」所収 P.219-247）

『高知県第23定例議会議事録』（高知県教育委員会「教育年報 1951」所収 P.122-161）

『岩手県議会第22定例会議録』（未印行原本）

『岩手県議史』第4巻 1963年 P.314-895

『昭和26年福岡県議会二月定例会議録』P.11-275

『西日本新聞』'50.9.7～10.29付，'51.3.2～3.24付

『昭和24年京都府会定例会議録』上巻 P.126-347，下巻 P.118-217

『昭和25年京都府会定例会議録』上巻 P.42-949

『日本海新聞』'51.8.21～9.2付

- ・*は、教育委員会法（48.7.15，法，170）第58条の規定により教育委員会提出の予算見積りが、知事提案の予算書に附記手続がとられ、いわゆる二本建予算の形式が見られたものを示す。

この問題は、3月議会（1950年）まで尾を引き、ついに決着をみた。知事提案の義務教育学校教員給与（本俸）の平均単価6,250円に対し、議会は、教育委員会の要求する6,627円を支持して修正動議を可決、さらに、その結果を不服として直後に出された知事による再議要求も全会一致でしりぞけた¹³⁾。

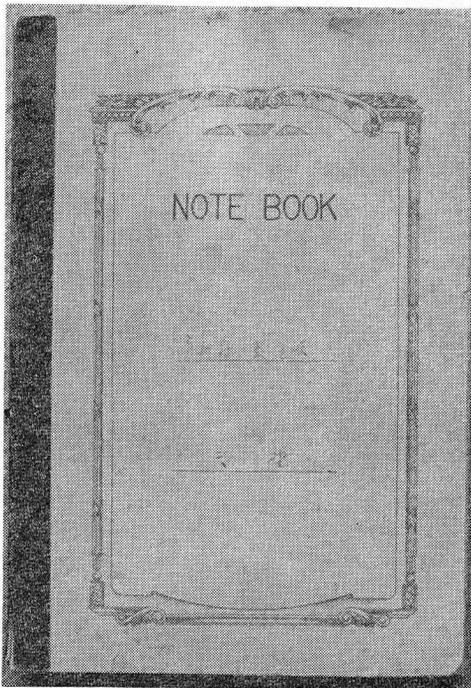
知事と教育委員会が予算編成過程で意見が対立し、議会にその解決が委ねられた例は、教育委員会制度発足当初において、京都の外数県で認められる（表12）が、その結末の多くは、知事案の可決か、あるいはその折中的な妥協で終りがちで、教育委員会側の意向が支持されることはきわめてまれであった。京都府議会における前記のような経緯の背景には、大阪並みの給与改善を議会が承認した直後にベース切り替えの経過措置に伴う不利益が不可抗力的に生じた事情に対する議会側の同情と理解があったこと、および知事の施政上の姿勢に対する議会の不信が底流にあって、それが、当該案件をきっかけに露呈したこと等の事情があり、

結果的に、教育委員会側に有利に作用したことも否めないが、同時に、同問題が生じて以来、解決に至るまでの長期間にわたり、天野教育長による議会側に対する精力的かつ誠意に満ちた釈明と協力依頼のたえ間ざる働きかけが、その帰趨に少なからざる影響をもたらしたといえる¹⁶⁾。

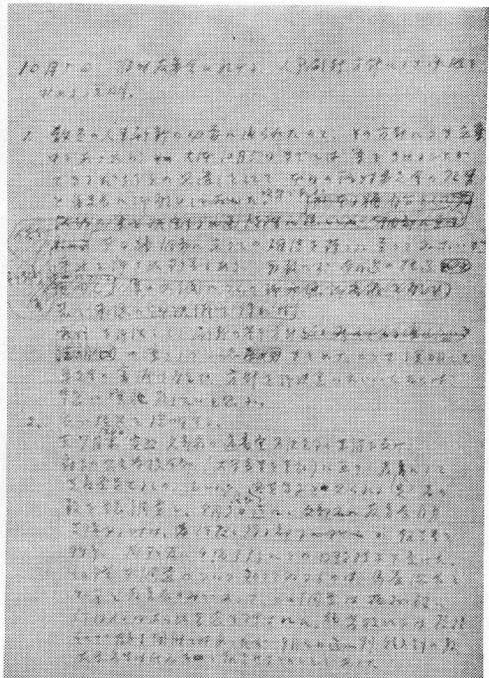
5. 教員整理（「レッドページ」）問題

京都府教育委員会が、京教組の強い要求を背景に定員定額制の実施にからむ給与の不利益是正のための交渉を知事側とつづけていたちょうどその頃、天野教育長にとってもう一つの難題がふりかかっていた。文部省から、一部教員に関する刷新についての指示がなされ、緊急かつ極秘裡に処置することが求められたのである。

1949（昭和24）年7月29日、天野教育長は、突然、文部省教職適格審査室係官の来訪を受け、鳥飼・京都大総長、知事および教育長のみが関知する極秘事項であるとの前置きの上、府下の公立学校の教員全員について、(1)共産党員 (2)シンパ (3)容共分子 の数、氏名を至急調査し、8月3日までに原則として教育長自らが出頭し報告するように、との指示を受け



天野メモ（表紙）



天野メモの記述部分（'49.10.5）

た。「斯かる調査を精確に、しかも極秘裡に行うことは至難であり引受けられぬ」との、天野教育長の申し入れも、GHQの指示によるものであり、無理でもやらねばならぬ、としりぞけられた。指定の期限までわずかに4日間の余裕しかなかった。それでも可能な限りの調査を進めた結果、小・中・高については、10名(1)該当者)、21名(2)該当者)、27名(3)該当者)の数値が出たが、(1)該当者はともかく、(2)、(3)該当者の定義があいまいで、教育長自身「確信がもてなかった」ので、結局(2)、(3)該当者を中心に半数に圧縮して32名((1)9名、(2)10名、(3)13名)と報告した。

9月に入ると間もなく、文部省から親展至急電報により9月8日に文部大臣官邸に参集方連絡があり、当日、西日本各府県の教育長に対し(東日本は前日)、文相(高瀬荘太郎)を初め、文部省局・課長等から(1)、先般実施の調査結果に基き、該当教員の免職を8月末から一斉に実施する。(2)、同措置は、GHQの口頭指示によるもので指令ではないが、それに準じて取り扱い、法令改正は行なわず、平常事務(国公法、教基法違反等)として行なう。(3)、排除に影響をきたすことをさけるため、軍政部(民事部)、教育委員会への通告、提案は、準備完了後、処分実施直前とする。(4)、処分遂行にあたり国警、CIC-CCD(GHQ、GⅡ傘下の対敵防諜部隊・民間検閲分隊)の協力を求める、等の具体的指示がなされた。

各都道府県の該当者に対する退職処分発令は、予定より1ヶ月余おくれて9月末から10月にかけて行なわれた¹⁷⁾(表13参照)。いずれも「レッドパーズ」との非難を回避するため、一部に高齢者、病弱者の退職勧告、不祥事による処分を含めて同時に行なう配慮がなされた。京都府においては、結局、当初の調査における該当者に相当する50名余が対象となり、数において全国の上位に属したが、当時、報道機関が抵触者として試算・計出した数値に対する比率から見ると、必ずしも過大とはいえなかった。

教員の組合活動が次第に政治的色彩をおびる傾向が見られてきたことに対するGHQの冷ややかな対応は、'47年の2.1ストから次第に顕著に認められるようになっていたが、軍政部レベルの対応はまちまちであった。第一軍団軍政部は労働運動の未熟による過渡的現象と見なし、教組自体の内発的制御に期待し、むしろ教育制度の民主的改革に果す役割を評価して、事態を静観しようとする姿勢を保ちがちであったが、東日本を総括する第九軍団軍政部(仙台)に属する多くの都道府県軍政部は、積極的に組合活動の常軌逸脱を規制し摘発する方針をとった¹⁸⁾。ただ、いずれも組合活動が、特定の政党と密接に結びつくことによる自律性の欠如、先鋭化と官僚的体質に見られる組織・運営の非民主的性格を憂慮し、問題視していたことは明らかであった。

第一軍団軍政部の基本姿勢に支えられて教組の政治的活動に寛大な姿勢を保ちつづけた西日本の諸府県の中で、京都は比較的早くから、その規制方針を打ち出していた。すなわち、'48年11月15日、教育長就任直後の天野氏は、府下新制高等学校校長会の席上、学校における

表13 教員整理（「レッドパージ」）実施状況（1949～50年）

都道府県	発令年月日	該 当 者 数	* 参考
北海道	'49.11.19	26(高 9, 中10, 小 7)	96
青森	'49.11.10	13	115
岩手	'49.10. 5	40	23
宮城	'49.10. 一	25+ α	40
秋田	'49.10.23	43	50
山形	'49.10.18	22(高2, 中10, 小9 ?1)	29
福島	'49.10.15	14	16
茨城	'49.11.11	15(中・小)	80
栃木	'49.11.15	25	280
群馬	'49.10.29	38(高 5, 中・小33)	143
埼玉	'49.10.18	1(高 1)	30
千葉	'50. 3. 一	3(高 1, 小 2)	1
東京	'50. 4. 一	1	200
神奈川	'50. 7. 一	1	246(高24, 中68, 小153, 幼1)
山梨	'50. 2.13	21(高, 中, 小)	30
長野	'49.10. 一	5	2
新潟	'50. 1.23	21(高 4, 中11, 小 6)	243
富山	'49.12. 8	5	147
石川	'49.10.26	8(高 3, 中 3, 小 2)	2
福井	'50.12. 1	69	4
岐阜	'49.10. 6	3	2
静岡	'49.10. 一	3	0
愛知	'49.10. 8	67(高15, 中22, 小30)	72
三重	'49.10.28	16(高 4, その他12)	116
滋賀	'49.10. 1	30	70
京都	'49.10. 一	2+ α	10
大阪	'49.10.10	51	440
兵庫	'49.10.22	98(高33, 中32, 小33)	104
奈良	'49.10.22	22(高 6, 中 8, 小 8)	80
和歌山	'49.10.10	7(高 5, 中 1, 小 1)	0
鳥取	'49.10.13	7	7
島根	'49.10.31	11	50
岡山	'49.10.25	11(高 2, 中 8, 小 1)	6
広島	'49.10.26	34(高 9, 中11, 小14)	30
山口	'49.11.11	26	30
徳島	'49.11. 2	9(高 2, 中 4, 小 3)	100
香川	—	0	10
愛媛	'50. 2. 一	2+ α	8
高知	—	0	4
福岡	—	0	25
福岡	'49.10.21	8(中 2, 小 6)	62
佐賀	'49. 9.30	21	35
長崎	'50. 9.30	15+ α	13
熊本	'49.10. 3	37	110
大分	'49.10.15(一次)	14(高 9, 中・小 5)	19
宮崎	10.17(二次)	6(高 2, 中 2, 小 2)	7
鹿児島	'49.10.11	2+ α (高 2)	13
(合計)		1,144(+ α)	3,903

(注) ・各都道府県資料，とくに各都道府県教組提供の人事関係資料により作成。

・*は，読売新聞（'49.10.24付）が「各都道府県教育委員会等が教基法第8条違反と見なしている教員数(10月22日現在)」として報道している数値。これには大学関係者も含まれている。

政党支部設置禁止方針を示し、政治活動の自粛を求めた¹⁹⁾。これは、翌年の夏以降、文部省が発した教基法第8条の解釈に関する通達(6.11, 6.20)および群馬、山形、長野をはじめ東日本を中心とする多くの都道県が発した学校における政治活動規制に関する通達類(6~9月)に示されるに至る内容を既に、その中に含むものであった。

天野教育長は、つねづね、教組の組織と活動が、新学制の推進に貢献し、教職員の社会的経済的地位の向上に寄与したことを認め、とくに、教育予算の獲得において教育行政当局に大きな助力となったことをきわめて高く評価していた。しかし、一方で政治勢力としての力の行使の仕方いかんによっては大きなマイナスになりかねないことを心配し、また、組合指導者の前近代的な、知性を欠く独善的運営方針や一般組合員の主体性のなさに強い危惧の念をいっていた。京都の教員整理が比較的平穩に実施され²⁰⁾、他府県に見られたような大きな混乱やのちのちまでぬぐいようのないしこりが残ることのなかったのは、日頃から、教組活動に対し温情と厳正さをもって接していた天野教育長の基本姿勢に由来するところが大きかったといえる。

6. 退任の背景

1953(昭和28)年3月、天野氏は京都府教育長を辞し、大阪大学文学部教育心理学講座の教授として8年ぶりに教育・研究生活にもどった。1か月後の日記に、氏は、「毎日自動車通勤し自動車で動いていたのがすべて電車またはバスを利用しなければならないことになったのだから、なかなか容易なことではない。しかし、電車通勤で初めて距離の釣合いも、交通上の他人の苦勞もわかるというものである」と述懐した後、一日も早く、8年間で身にしみた「行政官の嗅氣」を追い払わなければならない、と記した。天野教育長の退任にあたり、教育委員をはじめ、教育庁関係者がこぞって留任運動にのりだし、天野氏の最も尊敬する安倍能成氏らを動かして思い止らせようと画策した。しかし、天野氏は、自己の行動パターンが、知らず知らずのうちに定型化されて行くことを自覚し、強く固辞した。それが、「行政官の嗅氣」であった。

教育行政官としての天野氏は、柔軟性と堅実性をたくみに使いわけ、譲歩の瞬間に、失点挽回の具体策に思いをめぐらし、適確に判断を下し一定の成果をあげる対処方法にすぐれた力量を発揮した。しかし、これは、絶対的権力を握る軍政部、組織力を背景に強力な要求をもたらす教組、そして教育行政の独立性に理解と認識を欠く知事等を相手として、日頃の行政責任を全うするために身につけざるを得なかった好まざる習性であった。常に、相手の手の内を見すかし、性急に妥協点を追い求める日常行為に慣れ、何のむなしさもいだかない状態に陥ることを天野氏は我慢できなかつたに相違ない²¹⁾。

もちろん、天野氏の辞意は、単に官僚の性癖からの回避のみに出たものではなかった。前記、教員整理の経緯に顕著に見られたように GHQ は、政策浸透の効率化を企図して中央集権的組織の確立を期し、その一環として従来、とかく画一化に障害となっていた地方軍政部の廃止にふみ切った（'49年末）。都道府県軍政部の存在は、地方関係者にとって一面において確かに占領軍の権化として時には性急で強圧的な性格を否定できなかったが、他面において、その威光を背景に過去の弊風を打破し、画期的刷新を断行し、時には中央における基本方針より一步先んじた積極的施策を具体化する上で諸障害を排除する防壁としての役割を果たしていた。専門職の資質を備えた教育長を信頼し、その手腕を発揮せしめるために諸条件整備に献身的な協力をおしまない教育担当官も少なくなかった。したがって、都道府県軍政部の廃止は、地域的特色を発揮する裁量幅の縮少と結びつくきらいがあった。加えて、知事、教育委員会の教育長への対応は、とかく、教育の独立性普遍性を尊重する趣旨から出たとは限らず、むしろ軍政部への配慮に由来するものであったから、その消滅とともに、強圧性が露骨に現われ始めたのも自然の成り行きであった。さらに、政党と密接に結びつき、選挙を通じて知事との関係を強めた教組が、政治的圧力を以前に増して発揮し始めた。合理的な教育行政の確立を期し、GHQ、軍政部、知事、教育委員会、教組等と一定の距離をおいて采配をふるってきた天野氏にとって、諸情勢の変化はあまりにも激しく、引つづき職責を全うする見通しがつきかねた。

もし、教育委員会が外部諸勢力との調整に力を発揮し、教育長の立場を擁護し、かつ、その専門的指導性を尊重する仕組と慣行を確立していたならば、また、同時に、政府、政党、知事等が、政治的手段、利便としてではなく、文化伝達と人間性顕視のための永遠の営みであるが故に、教育を尊重、重視する姿勢を保ち得たならば、天野氏の教育行政官としての活躍は、なお継続されたかも知れない。天野氏の、学務課長、教育部長、教育長としての足跡は、教育者であり行政官である立場を職務遂行に発揮せしむることが出来るような教育行政官の在り方と環境づくりに多くの貴重な示唆と反省材料を提示している。

注

本稿において、天野利武氏の言動に係る部分についての記述は、下記の文献・資料の(a)~(e)を参考とし、(f)~(g)に多くを依拠している。

- (a) 天野利武『一教育長の回顧』(I.D.E 教育選書 No 8, 1956, 民主教育協会)
- (b) 天野利武「私の心理学と教育——半世紀の回顧——」(全国日本学士会編『學術新報』125・126合併号, 1979)
- (c) 天野利武「教育改革苦心の思い出」(京都府教育委員会編『教育展望』1巻6号, 1949)
- (d) 天野利武「京都府教育改革七年の回顧」(前掲『教育展望』43号~56号, 1954~6年)
- (e) 京都府教育研究所教育史基礎資料収集班『天野利武氏聴き取り調査記録』(1975 同研究所所蔵, 未出版)
- (f) 大阪大学人間科学部教育制度学研究室『戦後教育資料 談話シリーズ』京都・天野利武氏編1979年9月13日収録, テープ番号7907)

- (g) 『天野利武氏関係文書』(日記・メモ・執務記録・行政記録・書簡・著書・論文・辞令等)〔天野家所蔵〕

本稿において、地方軍政部の組織・機能、教育行政一般、京都および他府県における教育改革の進捗状況等、背景に係る部分については、近く刊行予定の拙著『戦後地方教育制度 成立過程の研究』(風間書房)に詳細にふれているので、重複をさけるため最少限の記述に止め、出典についても同様とした。

- 1) 学務課長就任の打診は、'46年夏頃から始められたが天野氏は態度を保留し、結局10月末、安倍氏の関西来訪を待ち、その助言を得て決意し、受諾の回答をしている。その半年程前の2月15日、天野氏は、文部省に安倍文相(当時)をたずねた際、教育行政官として文部省に職を得る可能性と意思について、実現を前提としての意見交換がなされた形跡がある。
- 2) I corps "Roster of Quilified Canditors for Prefectural Education Section Positions" (『GHQ/SCAP Records』CAS (D)-4727)
『京都府教育委員会会議録』'49.3.15
『第一軍団軍政部教育顧問 尾本和栄氏メモ』
なお、軍政部の内部資料('47.11.29 近畿軍政部 "Inspection of CIE Section Kyoto M.G.)には「現在の教育部長は弱体である」(present prefectural education chief is weak)と所見が記されている。(『GHQ/SCAP Records』CAS (D)-4727)。
- 3) たとえば、和歌山県教育部長(のちに教育長)に就任した村上五郎(旧制中学校長)は、そのいきさつを回想し「公選知事が政治的地位を高めるために、一般の支持を受けている人を(教育部長に)選び、県政を分ちあおうとしたためと思う」(同氏メモ)とのべている。
同部長の選考経緯には、県教組との友好的関係を期そうとする知事の配慮が大きくはたらいたといわれる(『和歌山日々新聞』'48.3.2付)。
- 4) 教育長講習は、'48年10月から開始され、一期3ヶ月ずつの日程で、CIE および日本側の講師により専門科目の講習が行なわれた。天野氏をはじめ現職教育長の大半は第三期までにはば全員が受講を終え(下記参照)、他に教育長志望の有資格者650名が受講した。
(文部省『教育長等講習報告書』(1948~50)』)

現職教育長の受講分布

	一期 { '48.10.4~12.24 } 東京	二期 { '49. 1.14~3.31 } 東京	三期 { '49.10.10~12.24 } 全国4都市	四期 { '50. 3. 6~5.26 } 全国4都市
教育長	8人	23人	8人	1人

- 5) 波乱に富んだ1年を回顧して、天野氏は、翌年初頭の日記に「未曾有の変革の中心にあって働いたことは本懐である」と記している。
- 6) 地方自治研究資料センター編『戦後自治史』第5巻 P.97
- 7) 地方レベルの占領教育管理体制については、既に下記において詳細に論及してある。
拙稿「地方における占領教育政策の展開に関する研究序説」(『大阪大学人間科学部 研究紀要』第6集 1978)
- 8) 前掲『尾本和栄氏メモ』
- 9) 京都軍政部「六・三制実施案」('48.2.23) (『GHQ/SCAP Records』(C) 4226)
- 10) 「京都府知事、京都市長の共同声明」(『京都府教育史』戦後編 P.102-4)
- 11) 『京都府教育委員会議事連記録』'48.11.9
計画立案の実務を担当していた青柳英夫視学は、委員会の会議の席上、同計画の実施により、都府を中心として学校長が125から53校に減少し、1校当りの人口が4,848人から11,500となる見込であると説明した後、統合の準備過程において財力的に有力な町村が位置設定にあたってゴリ押しをし障害となることを懸念し、関係方面に自重方戒めている。
- 12) マクレランの指導の経緯については、下記に比較的详细な記録が残されている。
"Monthly M. G. Activities Report" (Prepared by Dr. McClellan) (『GHQ/SCAP Records』CAS (A)-1896)

加藤佐助(福井県藤島高等学校長)「福井県の 新制高等学校創設から 現在まで」(1953, 贈写印刷版)

- 13) 組合立中学，校舎転用，高校再編成等でケースと接触が深かった青柳英夫氏（中等教育担当視学，のちに指導課長）は，ケースが天野氏に対しては「非常な敬意を払い，自己の行為を権威づけるのに同氏の支持をとりつけることを求めている傾向があったことを指摘している（『青柳メモ』）。
- 14) 京教組「教育非常事態宣言」（京都府教育研究所『戦後京都教育小史』1978，P.75）
- 15) 『昭和25年 京都府会定例会議録』上，P.540-1，P.790-4，P.940-51
- 16) 天野教育長は3月議会開会の直前に過労から肺炎を併発し入院し，病床から予算折衝を指揮しているが，既にその時点で必要な準備，対策を終えていたものと見られ「勝てるという自信」を日記に記している。
- 17) 処分発令のおくれの原因は，国家公務員法に基き公務員の政治活動を規制した人事院規則の制定（9月19日）や各府県毎に「教員整理基準」の準備が進められたためと見られる。京都府が用意した整理基準は下記の5項目（細目省略）から成っていた。『京都・北山伊一氏 所蔵文書』
- (1) 職務上の法令および義務に違反した者
 - (2) 職務を怠った者
 - (3) 教職員として威信または信用を失う行為のあった者
 - (4) 心身の故障により職務にたえられない者
 - (5) その他不適格と認められる者
- 各都道府県とも申し合せに従い教育長主導で行なわれたが，高知のみが教育委員会の付議段階で紛糾・混乱し結局，教育長提案の処分案が白紙撤回となった（山原健次郎『土佐の夜明け』参照）。
- 18) 「岩手教組事件」（'47.12.18），「秋田教組事件」（'48.3.一），「埼玉教組事件」（'48.6.26），から教育委員選挙における立候補辞退勧告，選挙活動規制，をへて「長野教組事件」（'49.3.一）等軍政部による教組活動に対する規制措置は東日本地区に集中している。
- 19) 『京都新聞』'48.11.17付。
- 20) 辞職勧告の円滑な実施は，当時，京教組が左右に分裂し組織が弱体化していた客観的事情の外教育委員会の委員構成が比較的穏健な人物で構成され，教育長と委員間意思疎通が良好に保たれていたこともあげられよう。
- 21) 視学として天野教育長と常に行動を共にした青柳英夫氏は，この間の天野氏の心情をつぎのように実に適格にとらえている。「駈けひきのメドをどのあたりに置かかを瞬時に判断される勤にまことに傑出していた。時には先生弱腰だなど思うこともあったが，その後の粘り腰でタフな接衝の結果，一定のまづまづという程度の落ちつきになるのを目のあたりにして…嘆息することが多かった。そして，その結果について，どうだと自慢する顔ではなく，『君，あれはあれで仕方がなかったんだヨ』と自分の心をのぞき込むような風情でアハハ…と笑われるのが常であった。」（大阪大学人間科学部教育制度学研究室『青柳英夫氏VTR記録』'81.7.16収録，No8103）

〔附記〕

対日占領教育政策の地方における展開経緯を実証的に解明するための研究の一環として，地方教育行政関係者，渉外担当者から広く聴き取り調査を行うことを企図し，その手初めとして天野利武博士にお願いしたのは1977年初秋のことであった。以来4年余経過し，博士から紹介していただいた方々に端を発した関係者の人の輪は大きく広がり今日までのべ1,000人余の面接を終え，その大部分について録音テープ，VTRによる収録を終えた。併行して進めていた外務省外交資料，米国国立公文書館所蔵資料，各都道府県の関係文書・資料調査も終了し，その成果の一部について近く刊行できる段階に達した。（録音テープ，ビデオテープ，映画フィルムおよび文書資料はすべて整理し，大阪大学人間科学部教育制度学研究室に保存してある。）

常に進捗に心をさかれ，経過報告に目をほそめて聞いておられた博士の御姿が脳裡を離れない。今はなき博士の御援助に感謝するとともに御冥福を祈る。

本稿の作成にあたり，博士の残された日記，手帳，覚え書，執務メモ等諸記録の閲覧，撮影を快く許諾され，長期間にわたる調査に協力をおしまれなかった雪江夫人をはじめ御遺族の方々に深く感謝する。

AS A SUPERINTENDENT DR. AMANO'S WORKS IN
EDUCATIONAL REFORM OF KYOTO PREFECTURE
IN THE EARLY YEARS AFTER THE WORLD WAR II.

Akira ABE

Dr. Amano, former professor of Keijo Imperial University in Korea and Ritsumei-Kan University in Kyoto city, had been working as chief officer of education (1946-1948) and superintendent of Board of Education (1948-1953) at Kyoto prefectural office. During those days, his main and most impressive results were the following;

1. The diversion of the buildings of middle grade schools to new compulsory schools.
2. The reform of senior high schools following American system (co-education, comprehensive curriculum, one school-one district).
3. The conflict with governor for getting more educational expenses.
4. The exclusion of communists and sympathizers from public schools.

For democratization of educational organization Dr. Amano cooperated with Military Government—especially with educational officers; R. S. Anderson (I corps), G. H. McClellan (I corps), E. R. Cades (Kyoto M. G. Team) —, Ministry of Education, Governor of Kyoto Prefecture, Mayors of Cities or Towns, Headmen of Villages, Teachers Union, Association of Principals, Board of Education and so on. He always made every possible effort for his work, but he was often discouraged with their egoistical, self-flattering or narrow-minded doings, which had been invited by non-respect about educational principles; Perpetuity and Independence.